



2016年7月29日

各位

上場会社名 株式会社神戸製鋼所
代表者 代表取締役会長兼社長 川崎博也
(コード番号 5406)
問合わせ先 秘書広報部長 楠山泰司
(TEL03-5739-6010)

取締役等に対する株式報酬制度の導入（詳細決定）について

当社は、2016年4月28日付で「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の導入を公表し、2016年6月22日開催の第163回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において役員報酬として決議されましたが、その詳細について決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

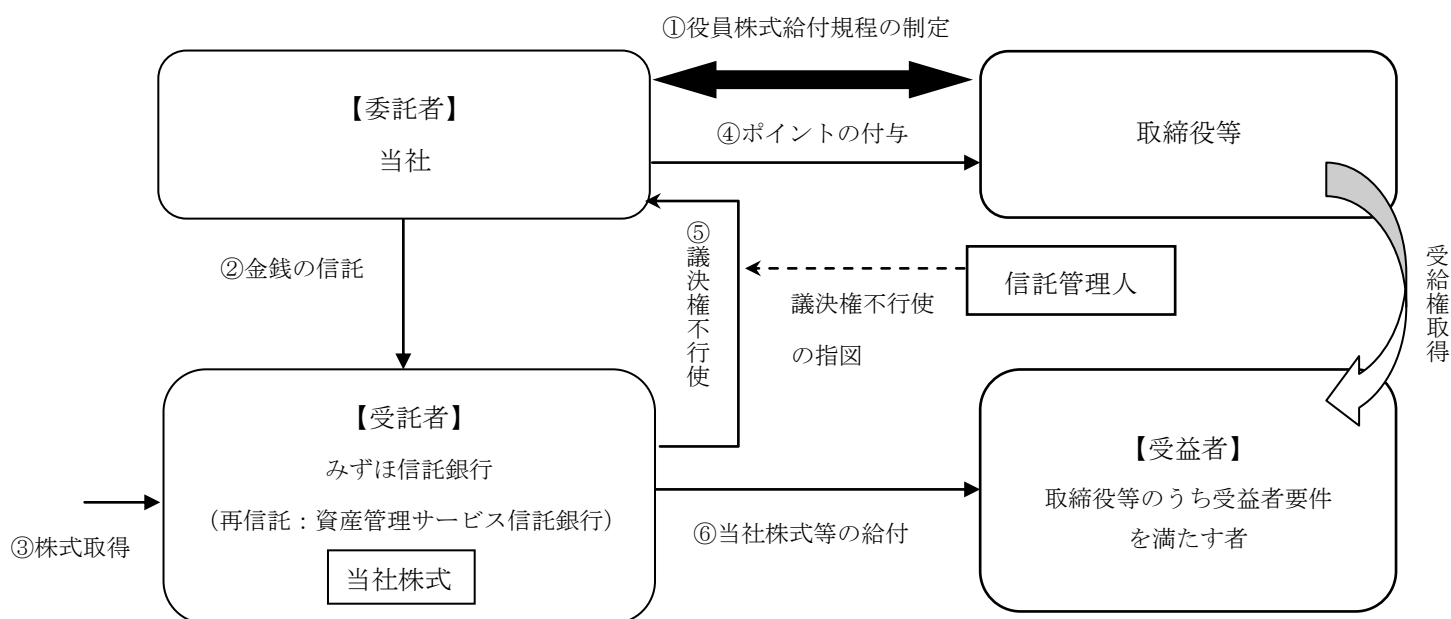
1. 本信託の概要

- (1) 名称 : 株式給付信託（BBT）
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社)
- (4) 受益者 : 取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (7) 本信託契約の締結日 : 2016年8月9日（予定）
- (8) 金銭を信託する日 : 2016年8月9日（予定）
- (9) 信託の期間 : 2016年8月9日（予定）から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

2. 本信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として信託する金額 : 1,100百万円
- (3) 株式の取得方法 : 取引市場より取得
- (4) 株式の取得期間 : 2016年8月9日から2016年8月19日まで（予定）

3. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の承認決議を得て、役員報酬に係る「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を取引市場を通じて取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式にかかる議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、原則として、信託期間中の3年毎の一定期日に、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上